

第11回 紀南地域廃棄物適正処理検討委員会

日時：平成16年 5 月29日(土)

午後1時30分から

場所：田辺市青少年研修C 大会議室

1. 開 会

委員長あいさつ

2. 議 題

1) 平成16年度諮問事項及び検討内容……………資料1

2) 候補地選定の作業手順……………資料2

3. 次回検討委員会の開催について

4. 閉 会

平成16年度諮問事項及び検討内容

1. 平成16年度協議会事業について（答申を受けて）

「紀南地域の廃棄物に係る適正処理方針（答申）」

基本理念 「100年経っても美しい紀南」
行動指針 連携：住民、事業者及び行政が連携
統一：取り組み内容や目標を統一
管理：目標に向かって取り組む際、その進捗を的確に管理

6つの具体的取り組み 発生抑制、排出抑制への取り組み
地域内での資源化品目の統一
ごみ処理の有料化を広域的に実施
事業系廃棄物と生活系廃棄物との区分を明確化
中間処理施設の活用・確保
最終処分場の確保

進捗管理・情報交流体制

協議会としての取り組みの方向（全体会議）

基本理念を尊重しつつ、取り組みにおける行動指針を踏まえながら「6つの具体的取り組み」を推進するとともに「進捗管理・情報交流体制」の構築を目指す。

（1）適正処理推進の取り組み（各種ソフト施策の推進）

6つの具体的取り組み ~ について

住民、事業者、行政それぞれが自らの役割を果たしながら連携、協力し、推進する。
また、推進するための各種課題の整理・検討を行う。

進捗管理・情報交流体制

進捗管理及び情報交流について、当分の間は既存協議会組織体制において行う。

（2）公共関与による最終処分場確保対策（6つの具体的取り組み）

用地選定について

検討委員会に諮問

事業主体及び負担割合の検討

事業主体設立準備会議（協議会組織）で検討

(3) 答申後の取り組み

第3回全体会議において、答申の確認と答申を受けた事業内容の承認
答申についての説明及び今後の取り組み

- ・4月6日 - ワーキング・連絡調整会議（協議会組織）
- ・4月20日 - 田辺周辺広域市町村圏組合廃棄物専門部会（行政）
- ・4月22日 - 新宮周辺広域ごみ処理対策協議会幹事会議（行政）
- ・4月26日 - 紀南広域産業廃棄物問題連絡協議会事務局長会議（産業界）
- ・5月13日 - 新宮・東牟婁地域産業界説明会（産業界）
- ・5月18日 - 新宮周辺広域ごみ処理対策協議会総会（行政）
- ・5月28日 - 御坊周辺広域市町村圏組合環境衛生主管課長会議（行政）
- ・6月9日（予定） - 日高地域産業廃棄物対策連絡協議会総会（産業界）

平成16年度『和歌山県NPOからのふるさとづくり企画提案事業』

課題テーマ「生ゴミの資源化モデル事業」を現在募集中

2. 諮問事項及び検討内容

(1) 具体的諮問事項(参考資料-1)

公共関与により整備する「紀南地域にふさわしい最終処分場」の用地選定について、専門的な見地と地域から公募された様々な方の意見を伺うために諮問
候補地選定基準の検討とその基準に基づき選定された候補地群の提示
事業主体が候補地群から具体的に絞り込む際の留意事項

(2) 検討内容

候補地選定基準の検討とその基準に基づき選定された候補地群の提示

最終処分場の用地選定を実施する場合、関係法令の規制や地形・地質等の諸条件により、施設整備が適当でない地域がある。今回、この「候補地群の選定」の段階についても、情報公開の徹底と住民意見の反映に努めながら行うこととする。

検討委員会では、紀南地域におけるこれらの諸条件を考慮し、最終処分場の立地場所として除外すべき地域を決定する候補地選定基準を検討する。

それから、この候補地選定基準に基づき、数十箇所程度の候補地群の選定を行う。

【検討の項目】

- ・用地選定に係る候補地選定基準の検討
- ・候補地選定基準に基づき候補地群を選定

なお、具体的な作業手順については、議題2) **資料2** で説明

事業主体が候補地群から具体的に絞り込む際の留意事項(実際の絞り込み作業は平成17年度)

最終処分場の立地場所の決定は、により選定された候補地群から各種の評価を行い、建設候補地を絞り込む作業が必要である。この作業については、実際に施設の建設や管理運営を行う事業主体が実施する。

検討委員会では、事業主体が候補地群から具体的に施設立地場所を絞り込む過程において、留意すべき事項の検討を行う。

【検討の項目】

事業主体が施設立地場所を絞り込む際の留意事項

- ・情報公開のあり方や手法
- ・住民参加のあり方
- ・事業者及び行政の係わり方 など

一般的な作業の流れ（参考）

最終処分場の用地選定から事業実施までの一般的な流れを概略的に示すと、図1のとおりとなる。

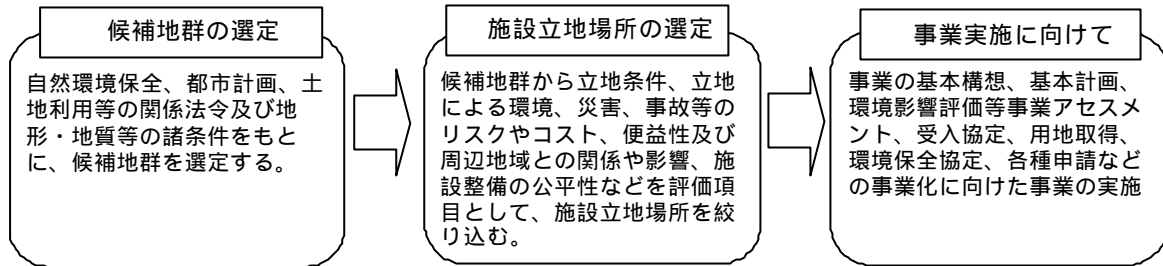


図1 用地選定から事業実施までの一般的な流れ概略

本事業のこれからの流れ及び検討委員会での検討事項の反映、検討委員会スケジュール（事務局案）については、別紙参考資料 - 2

候補地選定の作業手順

（地図情報を用いた一般的な候補地の選定手法について）

1. 地図情報を用いた候補地の選定手法の概略

用地選定の手法としては、「あらかじめ抽出された複数の候補地を比較検討する方法」や「地図上で全地域に網目状のメッシュをかけ、3段階程度にふるいにかけて絞っていく方法（スクリーニング手法）」がある。

紀南地域での用地選定手法は、後者の地図上でのスクリーニング手法を採用する。まず、紀南地域の白地図に最終処分場の候補地として適さない情報を色塗り（スクリーニング）し、残った地図上の候補地エリアを選定する。（この時点では、地図上にある程度の広い範囲で示される。）

さらに、このエリア情報を基に、そのエリアの詳細な地形図を用いて、最終処分場の候補地としてふさわしいかを確認し、候補地群を選定する。（この時点では、地図上に候補地が点として示される。）

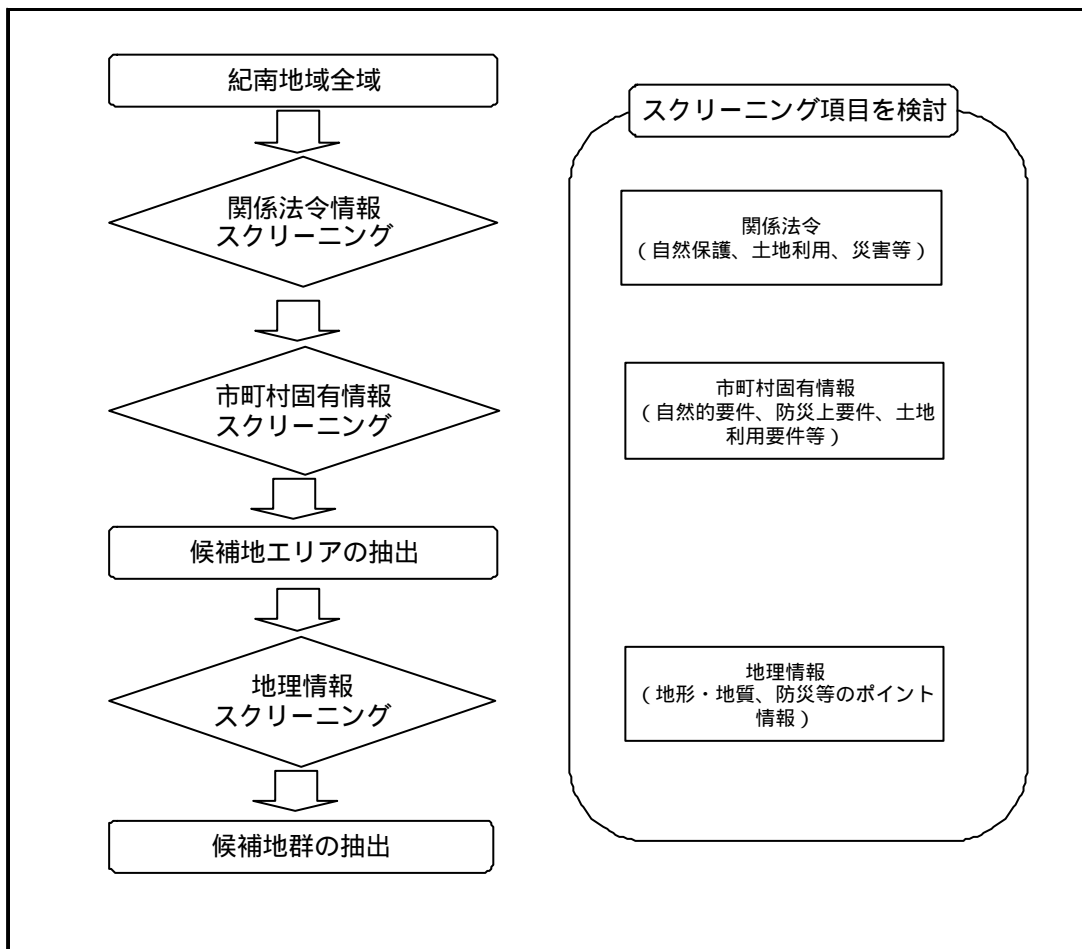


図1 地図情報を用いた候補地の選定手法

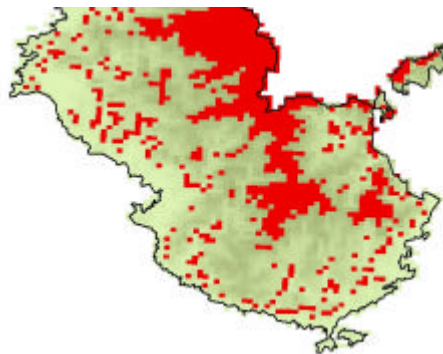
2. 候補地エリアの抽出

候補地エリアの抽出は、「国又は県の関係法令等に基づく規制」と「市町村固有の条例等に基づく規制」の2段階に分けて、スクリーニング作業を行う。

(1) 関係法令情報スクリーニング(一般的なスクリーニング項目は、別紙表1参照)

国又は県で定められた自然保護、土地利用、防災等において、保全エリア、保全地域の指定の情報を地図上に書き込み、除外作業を行う。

なお、この作業において、全てのエリアが除外された場合は、まずは、「最終処分場の建設に規制が適用されないもの」、次に「開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの」を除外対象から外す。

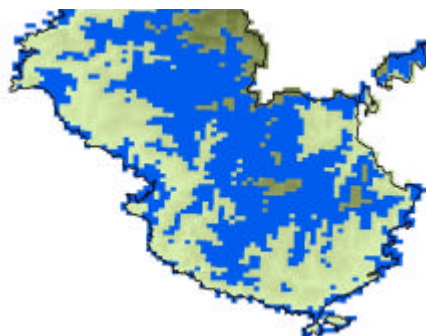


図A 関係法令情報スクリーニングイメージ

(2) 市町村固有情報スクリーニング(一般的なスクリーニング項目は、別紙表2参照)

紀南地域の構成市町村の条例等で定められた自然的要件、防災上要件、土地利用要件において、保全エリア、保全地域の指定の情報を地図上に書き込み、除外作業を行う。

なお、この作業において、全てのエリアが除外された場合は、まずは、「最終処分場の建設に規制が適用されないもの」、次に「情報が不確実なもの」を除外対象から外す。



図B 市町村固有情報スクリーニングイメージ

(3) 候補地エリアの抽出

関係法令情報及び市町村固有情報を基にスクリーニングを行った地図情報を合成し、除外されなかったエリアを候補地エリアとする。



図A+B 候補地エリアの抽出結果のイメージ

3. 候補地群の抽出

候補地エリアとして抽出された部分について、1/25,000 の地形図を活用し、次の内容を確認する。

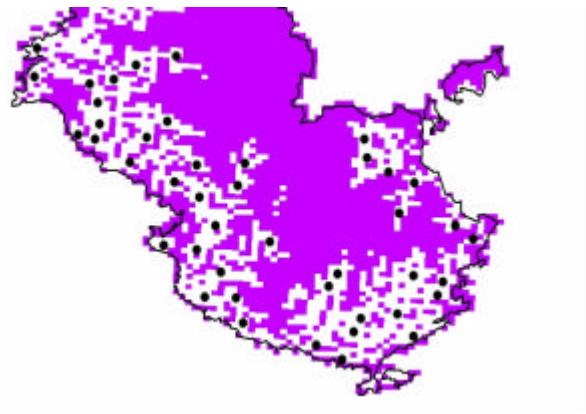
地形的、地質的に最終処分場の立地が可能であること（必要面積・必要容量の確保、法面勾配等）

県・市町村の都市計画、開発計画等と整合するとともに、現況の土地利用上支障がないこと

多様な生物種の生息域である湿地、水道水源、活断層などの地域又はエリアの指定でない、特定の規制場所（スポット）でないこと

（一般的なスクリーニング項目は、別紙表3参照）

～ の確認結果、最終処分場の候補地として適さないものを除外し、候補地群の抽出を行う。



図C 候補地群の抽出結果のイメージ

表1 自然保護・土地利用・防災等関係法令規制一覧

分類	項目	関連法規等	指定の趣旨	許可権者等	備考
自然保護関係	原生自然環境保全地域	自然環境保全体法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進	環境大臣は、その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、一定面積以上の公有地のうち、自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定できる。環境大臣が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可する場合以外、工作物の新築等はできない。	○県内に指定地域なし
	自然環境保全地域特別地区	自然環境保全体法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進	環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。環境大臣の許可を受けなければ、工作物の新築等はできない。	野生動植物保護地区 特別地区内に保護すべき野生動植物ごとに保護地区を指定することができる。捕獲等を禁止。 ○県内に指定地区なし
	自然環境保全地域 海中特別地区	自然環境保全体法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進	環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、海中特別地区を指定することができる。環境大臣の許可を受けなければ、工作物の新築等はできない。	○県内に指定地区なし
	自然環境保全地域 普通地区	自然環境保全体法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進	自然環境保全地域の区域のうち特別地区及び海中特別地区に含まれない区域 土地の形質を変更するには環境大臣に対して届出必要	○県内に指定地区なし
	県自然環境保全地域 特別地区	和歌山県自然環境保全条例	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進	知事は、自然環境を保全することが特に必要なものを県自然環境保全地域として指定することができる。知事は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に特別地区を指定することができる。知事の許可を受けなければ工作物の新築等はできない。	○川辺町、美山村、印南町、龍神村、すさみ町、串本町（指定地区調査中）
	県自然環境保全地域 普通地区	和歌山県自然環境保全条例	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進	自然環境保全地域のうち特別地区に含まれない区域 一定規模を超える建築物等を建築するには知事に対して届出必要	○川辺町、美山村、印南町、龍神村、すさみ町、串本町（指定地区調査中）
	国立(国定)公園 特別地域	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに利用増進	国立公園 我が国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地であって環境大臣が指定するもの。公園事業は国が実施 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって環境大臣が指定するもの。公園事業は都道府県が実施 環境大臣(知事)は公園区域内に特別地域を指定することができる。 工作物の新築等は環境大臣(知事)の許可が必要	特別保護地区 特別地域内に指定することができる。特別地域よりさらに制限を受ける。 利用調整地区 特別地域内に指定できる。立ち入り禁止 特別地域を風致の維持の必要性の高さに応じて1~3種に区分 ○吉野熊野国立公園、瀬戸内海国立公園、高野龍神国定公園、金剛生駒国定公園（指定地域調査中）
	国立(国定)公園 海中公園地区	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに利用増進	環境大臣(知事)は公園区域の海面内に海中公園地区を指定できる。 工作物の新築等は環境大臣(知事)の許可が必要	集団施設地区 公園施設を集团的に整備するために指定。迷惑行為の禁止 ○吉野熊野海中公園（指定地区調査中）
	国立(国定)公園 普通地域	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに利用増進	公園区域のうち特別地域及び海中公園地区に含まれない区域 一定規模を超える工作物の新築等は環境大臣(知事)に届出必要	○吉野熊野国立公園、瀬戸内海国立公園、高野龍神国定公園、金剛生駒国定公園（指定地域調査中）
	県立自然公園 特別地域	和歌山県立自然公園条例	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を増進	県立自然公園 県内にある優れた自然の風景地であって、知事が指定するもの 知事は、自然公園の風致を維持するために特別地域を指定できる。 工作物の新築等は知事の許可が必要	○御坊市、美浜町、日高町、由良町、田辺市、南部町、白浜町、大塔村、日置川町、すさみ町、串本町（指定地域調査中）
県立自然公園 普通地域	和歌山県立自然公園条例	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を増進	県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域	○御坊市、美浜町、日高町、由良町、田辺市、南部町、白浜町、大塔村、日置川町、すさみ町、串本町（指定地域調査中）	
自然保護関係	鳥獣保護区 特別保護地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区 鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して環境大臣、又は知事が指定 特別保護地区 鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護	環境大臣又は知事が指定 建築物その他の工作物の新築等、木竹の伐採は環境大臣又は知事の許可必要	川辺町、龍神村、那智勝浦町、本宮町等(その他の関係市町村 指定地区調査中)
	民有林(森林計画区) 保安林	森林法	森林の保続培養と森林生産力の増進	農林水産大臣 知事が指定 公益上の理由により必要が生じたときは、指定を解除することができる。	○(指定地域調査中)
	国有林	国有林野の管理経営に関する法律		公用、公共用又は公益事業の用に供する場合には、契約により貸付または貸付以外の方法により使用させることができる。	○(指定地域調査中)
	都市公園	都市公園法	都市公園の健全な発達	地方公共団体、国が設置 電柱・水道管・通路などの工作物その他の物件のみ設置が許可される。	○御坊市、田辺市、南部町、白浜町、新宮市、串本町、那智勝浦町、太地町（指定地域調査中）
土地利用計画関係	市街化区域	都市計画法	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため	すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。都市計画で知事が定める。 開発行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可必要	紀南地域に指定区域なし
	用途地域	都市計画法	さまざまな用途形態の建築物が無秩序に混在することによって生じる騒音・悪臭・日照障害等を防止するため	7つの住宅系地域、2つの商業系地域、3つの工業系地域がある。都市計画で知事が定める。 開発行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可必要	紀南地域では、御坊市、田辺市、新宮市、白浜町のみ
	特別用途地区	都市計画法	特別の目的から土地利用の増進、既存の環境の保護等を図り、より詳細な土地利用を実現するため	都市計画で知事が定める。 開発行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可必要	紀南地域では、白浜町においてホテル、旅館等の立地を促すため娯楽レクリエーション地区を指定している。
	風致地区	都市計画法	都市内における良好な自然的景観を維持し、樹林地等緑の保全を図るため	都市計画で知事が定める。 開発行為をしようとする者は、あらかじめ知事の許可必要	紀南地域では、白浜町のみ
	緑地保全地区	都市緑地保全体法	良好な都市環境の形成	都市計画で知事が定める。 工作物の設置、木竹の伐採等は知事の許可必要	県内に指定地区なし
	近郊緑地保全区域	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	保全区域内における緑地の保全	国土交通大臣が指定することができる。 建築物その他工作物の新築、木竹の伐採を行うには知事への届出必要	○紀南地域に指定区域なし
	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興を図ることが必要な地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずる。	知事が農業振興地域整備基本方針に基づき一定の地域を指定 区域指定の解除には市町村の許可必要 ○農用地区域内で開発行為の許可申請が出されても、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがある場合は、知事は許可してはならない。	○(指定地域調査中、指定のない太地町、北山村を除く)

表1 自然保護・土地利用・防災等関係法令規制一覧

資料 - 2 - 表

分類	項目	関連法規等	指定の趣旨	許可権者等	備考
	生産緑地地区	生産緑地法	生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成に資する。	○生産緑地地区内での建築物その他工作物の新築、改造又は増築、宅地造成、土地の形質変更等を行う場合は、市町村長の許可が必要	○紀南地域に指定地区なし
防災関係	河川区域	河川法	河川の災害防止、適正利用及び河川環境の整備・保全	河川の流水が継続して存する土地及び地形、それに類する土地 河川管理施設の敷地 堤外の土地で河川管理者が指定した区域	○（指定区域調査中）
	河川保全区域	河川法	河川の災害防止、適正利用及び河川環境の整備・保全	河川管理者は、河川区域に隣接する一定の区域（周辺18m）を指定することができる。	○県内に指定区域なし
	地すべり防止区域	地すべり等防止法	地すべりによる被害の除却、又は軽減	主務大臣は知事の意見を聞いて、指定することができる。地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築等には知事の許可が必要	○（指定状況調査中）
	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命の保護	知事は関係市町村の意見を聞いて指定することができる。急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置等のほか、急傾斜地の崩壊を助長する恐れのある行為には知事の許可が必要	○急傾斜地 傾斜度が30度以上（指定状況調査中）
	砂防指定区域	砂防法		国土交通大臣が指定 知事は砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限できる。	○（指定状況調査中）
	災害危険区域	建築基準法 県建築基準法施行条例	危険の著しい区域を指定	地方公共団体は、条例で、危険の著しい区域を指定することができる。 急傾斜地崩壊危険区域及びその周辺、地すべり防止区域及びその周辺並びに津波、高潮又は出水等により人命に著しい危険を及ぼす恐れのある区域のうちから知事が指定する。 区域内においては、原則建築物を建築してはならない。	○県内に指定区域なし
	宅地造成工事規制区域	宅地造成等規正法	宅地造成に関する工事等について災害の防止のため	知事は関係市町村の意見を聞いて、宅地造成に伴い災害が生ずる恐れのある市街地又は市街地になるうとする土地の区域を指定することができる。 区域内の宅地造成に関する工事については、知事の許可が必要（ただし、国又は地方自治体が工事を行う場合は、知事との協議の成立を届出とみなす。）	○田辺市、白浜町、新宮市、那智勝浦町（指定区域調査中）
その他	埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献	定義 貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地 土木工事等の目的で発掘しようとする場合には、発掘に着手しようとする日の60日前までに文化庁長官に届け出なければならない。	○（指定状況調査中）
	史跡名勝天然記念物	文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献	定義 記念物のうち重要なものと文部科学大臣が史跡、名勝又は天然記念物に指定したもの 現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。	○（指定状況調査中）
	伝統的建造物群保存地区	文化財保護法	伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため	都市計画区域又は準都市計画区域内において市町村が都市計画で定めることができる。市町村は、条例で、現状変更の規制、保存のため必要な措置を定める。	○紀南地域に指定地区なし
	文化財環境保全地域	文化財保護法	史跡名勝天然記念物の保存	他の自治体では指定の事例はあるが、県内にはない	重要文化的景観」はH17年度の改正で盛り込まれる予定

表2 市町村固有情報項目(エリア情報)

地理情報や市町村からの情報提供に基づき、紀南地域一律の除外エリア評価の設定可能な項目
(この段階での除外作業は、評価項目の対象エリアが地図上に図面として描かれているものを採り上げる)

分類	項目	項目の詳細	除外の理由	除外エリア	備考(項目に関する状況・調査及びエリア指定状況等)
自然的要件	動植物生息地	絶滅危惧動植物	絶滅危惧動植物の生息地を保全するため	市町村で、平成に入って以降(過去15年間程度)の報告書または資料に、明確なゾーニングが示され、公開されているレッドデータブック(国または県)対象の希少動植物生息エリアを除外する。	生息環境保護の観点から、生息地を非公開にしている例や、専門家・研究者が公表していないケースも少なくない。そうした情報については、候補地絞り込みの段階で考慮する。 ○希少動植物エリア調査中
	市町村による保全地域(自然・動植物・緑地/水源・地下水)		市町村が条例、計画等で定めた動植物や水源地等の保全地域を保全するため	左記の内容について各市町村に資料照会の上、条例・要綱等で明確な保全ゾーンや開発規制ゾーンが設定されていれば、そこは除外エリアとする。	自然環境保全のため、市町村が条例または計画(マスタープラン・環境基本計画等の基本計画、動植物環境保全を目的に策定された各種事業計画)に基づき定められている保全ゾーン あるいは、水源や地下水保全のため、市町村が条例に基づき定めている保全ゾーン ただし、こうしたゾーニング(とくに条例上のゾーニング)は、一般論として市町村域全体を指定している場合もあれば、具体的課題に対応するため個別エリアを限定しているものもある。 「保全」の内容も単なる精神訓令的なものもあれば、実効性のある施策を前提にしているものもあるが、現状では多くのものが明確なエリア設定で、「開発禁止」等を謳っている例がほとんどなく、多くは候補地絞り込みの段階での活用が妥当と考えられる。 ○保全ゾーン等調査中
防災上要件	災害発生地	災害履歴	土砂災害、洪水被害が発生する可能性の高い地域への立地を回避するため	各市町村に過去の被災地及び災害の種類を照会の上、当該場所がエリアとして地図化されている場合は、そこを除外する。	過去に遡ることのできる範囲での土砂災害及び洪水被害を対象とする。 ただし、自治体の中には被害戸数のような形でしか情報を整理していない(厳密な被災地の記録がない)ところもあり、こうしたケースでは留意事項にとどめる。 ○土砂災害、洪水被害エリア調査中
	地震被害想定による液状化想定		発生可能性のある大規模地震で想定される液状化危険度がきわめて高い地域への立地を回避するため	県地震対策調査等の結果、液状化想定が「きわめて高い」とされているメッシュを除外する。	○調査中
土地利用要件	開発計画・開発規制		市町村により概に土地利用が決定している地域への立地を回避するため	左記の内容について県庁各課及び各市町村に資料照会の上、情報提供されたエリア	住宅地・ゴルフ場や運動施設・工場・霊園等の大規模開発・整備に向けた手続き(許可が出された段階以降)に入っているエリア 市町村の独自要綱で開発規制を行っているエリア ○調査中

表3 地理情報(ポイント情報)

分類	項目	項目の詳細	除外の理由	除外ポイント	備考(項目に関する状況・調査及びポイント情報等)
自然的要件	自然地域	湿地	多様な生物種の生息域である湿地を保全するため	国の第5回自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査=実際の調査は県で実施)の湿地調査で挙げられた湿地を除外する。	5年ごとに実施される「自然環境保全基礎調査(緑の国勢調査)」で湿地調査(ただし湖沼含む)が行われている。 市町村からの湿地情報の多くは「エリア」として図示されておらず、市町村地誌等による記述のみである可能性がある。こうした情報は候補地絞り込み時における活用を検討する。 ○調査中
	水道水源保全地区指定がされていない水道水源(河川・表流水)からの距離	和歌山県水道基本台帳に記載されているもの	水環境を保全するため	その後の集水域ごとに判定をすることを前提に、水道水源保全地区指定の考え方を援用して、取水地点から上流1km以内をまず除外する。	○取水地点、水環境保全条例(串本町、大塔村、中辺路町、熊野川町、本宮町、龍神村)について調査中
	水道水源保全地区指定がされていない水道水源(地下水)及び湧水からの距離			その後の集水域ごとに判定をすることを前提に、水道水源保全地区指定の考え方を参考に、取水点から半径1km以内をまず除外する。	○取水地点、水環境保全条例(串本町、大塔村、中辺路町、熊野川町、本宮町、龍神村)について調査中
防災上要件	活断層	高い確実度	活断層が存在する可能性の高い場所への立地を避けるため	「日本の活断層」と和歌山県の活断層のいずれかで確実度、の活断層直上及び両側25m以内をまず除外する。 その他、市町村独自作成の防災基本図等で、確実性が高いとされている活断層の直上及び両側25m以内をまず除外する。	断層は、その存在がどの程度確定的なものかによって、～の「確実度」が設定されている。このうち、確実度は一般的に学者間で見解が分かれることが多いが、確実度までは活断層である蓋然性が高いと考えられるため、左記のような設定を行う。 ただし、ここでの除外は、あくまでも最低限の除外範囲として示しているもので、次の建設用地決定の段階では、より詳細に現況把握と検討を行い、候補地絞り込み時の判断に活用するものとする。 ○調査中
アクセス評価	主要道路		新たな道路建設による環境負荷の発生や運搬の経済性の著しい低下の可能性があるとされる地域への立地を回避するため	「主要道路」の対象範囲を議論した上で、そこからどの程度離れているかで除外地点を検討する。 ここでいう主要道路は、県道以上を基本とする。	主要道路から遠い場所では、処分場以外にも新たな大規模開発行為を伴うため、自然への影響やコスト増を避ける等の理由で、道路からおおむね2km以内でスクリーニング作業を進めるものとする。

選定上、考慮すべき事項

分類	内容
地形・地質	最終処分場としての必要面積・必要容積の確保、急斜面勾配地形の除外等
都市計画等との整合	道路計画、ゴルフ場の開発計画等諸計画との整合、廃棄物処理施設の有無、最終処分場建設に伴う現況土地利用への影響等

紀 廃 協 第 5 号
平成16年 5 月14日

紀南地域廃棄物適正処理検討委員会
委員長 橋 本 卓 爾 様

紀南地域廃棄物処理促進協議会
会長 脇 中 孝

紀南地域における廃棄物の適正な処理のあり方について（諮問）

下記の事項について貴委員会の意見を求めます。

記

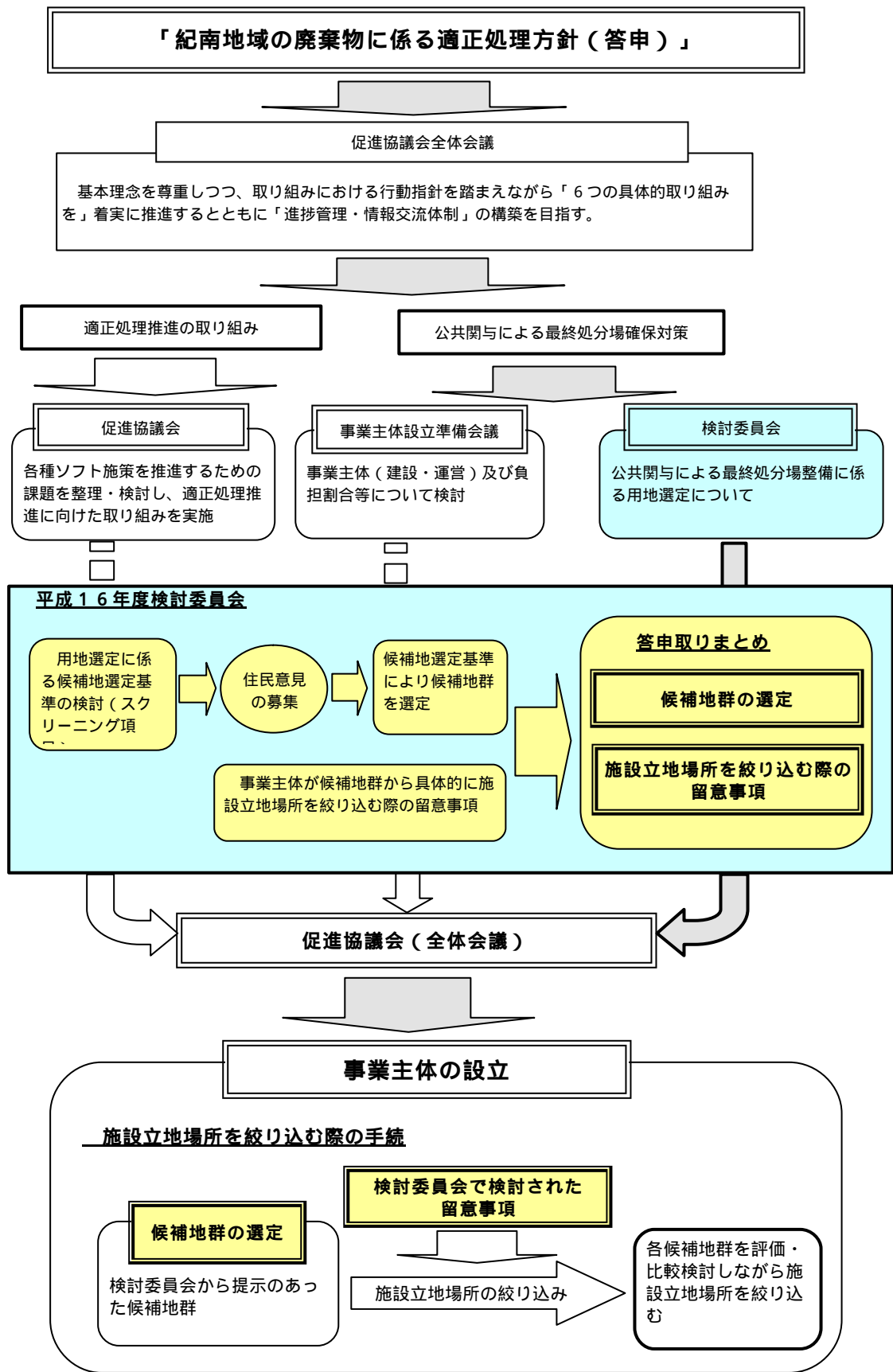
諮問事項

公共関与による最終処分場の整備に係る用地選定について
候補地選定基準及びその基準に基づき選定された候補地群の提示
事業主体が候補地群から具体的に絞り込む際の留意事項

平成
15
年

平成
16
年度

平成
17
年度以降



検討委員会開催スケジュール（事務局案）

（平成16年度予定）

5月	<p>第1回委員会 5月29日 平成16年度諮問事項及び検討内容の説明</p>	<p>委託調査業務</p> <p>各種法規制等事前調査 地図情報を用いた候補地選定作業</p> <p>関係法令情報 市町村固有情報 候補エリアの抽出 候補地群の抽出（地理情報） 検討委員会の検討内容と並行して作業実施</p> <p>住民意見の募集</p> <p>候補地選定基準について （各スクリーニング項目について意見募集）</p>
6月	<p>第2回委員会 6月 候補地選定基準の検討（その1） ・スクリーニング項目の検討</p>	
7月		
8月	<p>第3回委員会 8月 候補地選定基準の検討（その2） ・スクリーニング項目の決定</p>	
9月	<p>第4回委員会 9月 候補地選定基準の検討（その3） ・意見募集結果の反映 ・候補地選定基準（スクリーニング項目）のまとめ 絞り込みの際の留意事項の検討（その1）</p>	
10月	<p>第5回委員会 10月 候補地選定基準に基づく候補地群の抽出 絞り込みの際の留意事項の検討（その2）</p>	
11月		
12月	<p>第6回委員会 12月 取りまとめ（候補地群と留意事項について）</p>	
1月		
2月		
3月		